



October 31, 2019



Osaka Jogakuin (Wilmina) University  
 Research Institute of International Collaboration and Coexistence  
 大阪女学院大学 国際共生研究所 <http://www.wilmina.ac.jp/ojc/edu/RIICC>  
 540-0004 大阪市中央区玉造2-26-54 e-mail:riicc@wilmina.ac.jp

Contents

巻頭言	専制と自由 Tyranny vs. Liberty	幡新 大実	1	書籍紹介 1 『節英のすすめ』	高橋 絹子	8
研究の軌跡	軍縮研究の軌跡	黒澤 満	2~3	2 『外国語学習とコミュニケーションの心理』	山本 淳子	8
	資料 軍縮史年表	幡新 大実	4	3 Justice for Some: Law and the Question of Palestine	高橋 宗瑠	9
研究活動報告	Project 1	黒澤 満	5	4 Destined for War: Can America and China Escape Thucydides's Trap?	Richard Miller	9
	Project 2	Brian D. Teaman	6	学会紹介 異文化間教育学会におけるチャレンジ	馬淵 仁	10
	Project 3	奥本 京子	7	NGO紹介 ビジネスと人権：CSRとの違い	高橋 宗瑠	11
公開研究会		奥本 京子	7	編集後記	幡新 大実 / 大塚 朝美	12

巻頭言

専制と自由

Tyranny vs. Liberty



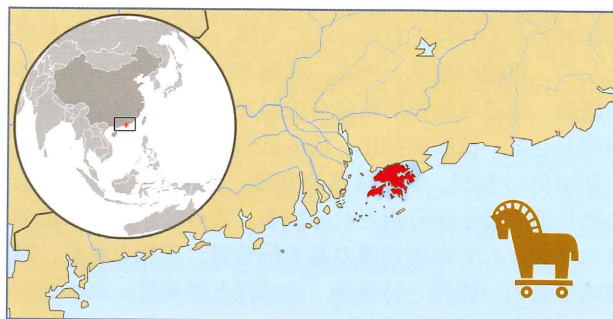
幡新 大実

近年、人権や民主主義を冷笑して敬遠する態度が蔓延している。ふりかえれば、1989年夏、米ソ冷戦の終焉を受けてフランシス・フクヤマが『歴史の終焉?』と題して西側自由民主主義こそがヒトの統治体制の進化の最終形態である (The National Interest, No. 16, p. 4) と論じて人知れず冷笑を誘った。日系人が西側の喜びそうな議論を付度して臆面もなく披露したので、西側の中心でははにかみと慎重、その外や周辺では賛同と冷笑が入り混じた。その後の歴史は、その冷笑の逆転勝利へと邁進した。西側自由民主主義を冷笑している代表格がプーチンであり、その嘲りの格好の対象がトランプである。

古代プラトンの時代から民主政はいつの間にか衆愚政に墮し気が付いたら僭主 (独裁) 政に陥っている危険が指摘され、その実例は歴史上枚挙にいとまがない。フクヤマ自身、歴史の終焉は「退屈」なので再び彼のいう「歴史」つまりヒトの統治思想の優劣の競争を再開するかも知れないと予言した (p. 18)。もう退屈して衆愚に陥っている国は少なくないが、中国共産党はまだ「歴史」即ち資本主義の最高発展段階である帝国主義を打倒する闘争は終わっていないと考えていないだろうか? 香港情勢を見ていてそんな疑問が沸いた。

香港市民の台湾での殺人をきっかけに刑事被告人等の引渡条例の改正が検討され、本年3月29日、この機会に中華人民共和国「本土」への引渡の道を拓く改正案が公表された。たちまちデモが起こり、6月15日、林鄭月娥行政長官は同案を当面 substand すると発表した。そんな英語はなかった。同21日には来年7月に廃案となることを受け入れると言ったが、随分先の話だった。8月30日、林鄭長官の同案撤回の要請を北京が却下したが、林鄭の辞職の意向を捉えた盗聴記録が公表されたせいか、それとも米議会が香港向けの特別緩い関税率と査証基準を差し止める法案の審議に入るせいか、北京の許可が下りたようで、9月4日、林鄭長官は同案を撤回すると明言した。それでもデモは収束しない。

日本では、この改正案は中国語の略称「逃犯條例草案」から「逃亡犯条例案」と訳されるが、これでは本質が見えない。「逃亡犯」とは、つまるところイギリスの19世紀の旧引渡法



Extradition Act 1870の今は使われない用語 fugitive offenders の直訳だが、その中身は、同法前文や10条に明らかなように既決犯 (convicted) だけでなく未決の被告人 (accused)、つまりあくまでも無罪が推定される人の引渡しを含むので、犯人だと決めつけてはいけぬ。当時から外国当局の主張する公訴事実が政治犯、つまりまともな刑事訴追 (prosecution) とはいえない単なる迫害 (persecution) から逃れた、今でいう難民に当たる場合は引渡の対象外である。その後の母法改正に伴う香港向け法令改正により、量刑に死刑のある罪の場合や人権水準の低い国からの要請も対象外だ。

1997年に香港そのものがイギリスから中華人民共和国へ引渡 (handover) された後も2047年まで「一国二制度」で香港特別行政区は従来の法制度を維持できる約束だ。しかし、中国共産党は、香港とはイギリスの置いていった帝国主義のトロイの木馬で、帝国主義とは西側の自由民主主義と市場経済の2つからなると見ているのではない。だから選挙制度を細工して香港の行政長官と立法会の多数を常に共産党の親派で固めて、2047年後の香港に自由民主主義のトロイの木馬が残らないように根絶する機会を伺っている。今回の引渡条例改正もその筋の布石のつもりだったのだろう。そして街頭デモだけが、これまでもそうだったように、香港の自由を守る唯一の防波堤となってきた。共産党はこれを帝国主義の策動と見なして手を変え品を変え弾圧を続ける。デモ隊も選挙の自由化を要求し続ける。しかし、その背後で香港人の海外流出も続き、香港の自由はジリ貧傾向にある。これまで中国共産党は香港を通して帝国主義の経済的便益だけを良いとこ取りする戦略で来たが、米議会が香港の特別扱いを止める諸刃の剣をふるう日も遠くない。次に「帝国主義」から「解放」されるべき「領土」(天下) は台湾、沖縄 (琉球) と続くだろう。